

2-39

庶発第1号 昭和28年1月6日

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

あて(各通)

日本学術会議会長 亀山直人

ツグミ・アトリ・カシラダカを猟鳥に加えることについて(要望)

標記のことについて、^{国会}政府が広く世論に聞いて慎重審議に当られることと存じますが、さらに専門学者の意見を徴し科学的検討を加えて、事の可否を決定されるよう希望します。

2-40

学発第144号 昭和28年4月4日

文部省大学学術局長

稲田清助 殿

日本学術会議研究費委員会

委員長 尾高朝雄

昭和28年度文部省科学研究費交付金・科学研究助成補助金・私立大学研究基礎
設備助成補助金の配分方針について(申入)

上記のことについて、本委員会の意見を、下記のとおり申し入れます。

なお、このことについては、本委員会が、本会議第13回総会において委任を受け、去る3月30日会議を開催、審議の未決定したものであることを申し添えます。

記

第1. 科学研究費交付金について

全般的には、昭和27年10月10日本委員会が決定した「科学研究費の配分について」に拠るべきであるが、具体的処理については、次の点を考慮の上、配分の審査を行うのが適当である。

1. 総合研究及び各個研究の審査配分にあたっては、昨年度以上に、厳選・重点的配分を行い、そのことが結果において客観的に表われるようにすること。
2. 家政学については、家政学界の意向を十分尊重の上審査を行うこととし、研究費の枠は、予め定めることをせず、必要額を保留金から出すようにすること。
3. 科学史については、第1部(史学)において、科学史学界の意向を十分尊重の上審査を行うこととし、その研究費の枠は予め定めることをせず、家政学と同様、必要額を保留金から出すようにすること。

4. 各部への配分比率等は、次のとおりとすること。

- (1) 地球物理学的、その他緊急に調査研究を必要とする問題及び家政学並びに科学史に対し配分するため、総合研究の枠の中から4,000,000円を保留すること。
- (2) 総合研究における部にまたがる総合研究と各部門の総合研究とへの配分比率及び各個研究の各部への配分比率は、ともに $\frac{7A+B+C+D}{10}$ の方式によつて算定すること。
(Aは前年度配分費、Bは申請金額の比、Cは申請課題数の比、Dは研究人員数の比を示す。)

第2. 科学研究助成補助金について

大体において昨年度どおりの運営方法を探ることが適当であるが、さらに次の点を考慮することが望ましい。

1. 審査にあつては、科学研究費審査委員をなるべく多数参加せしめること。
2. 補助金は、なるべく少壮の研究者に限り交付するように配慮すること。

第3. 私立大学研究基礎設備助成補助金について

1. 性 格

この補助金は、私立大学のうち、比較的すぐれた研究活動能力を有すると考えられ、しかもその能力を充分に発揮しうる基礎的な研究設備（機械および図書）を欠くものについて、その経常研究費の状況等を勘案の上、学術的見地から、その購入を援助することにより、すぐれた研究が芽を出すべき基盤を培わんとするものである。

2. 補助を申請することができるもの

昭和28年度においては、特にその予算額にかんがみ、下記のものに限定することが適当である。

- (1) 新制大学に設置された大学院
- (2) 医科大学または医学部及び歯科大学または歯学部

3. 審査方法

- (1) 補助金の審査のため、科学研究費等分科審議会の中に私立大学研究助成審議会を設けること。

この際、この補助金の特殊性にかんがみ、審査委員の中に専門委員として学識経験者数名を加えること。

- (2) 他の審査会との兼任委員及び専任委員については、改めて学術会議に推薦を求めること。